

個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充

個人住民税(市・府民税)の住宅ローン控除について、対象期間(現行:平成 25 年 12 月 31 日まで)が平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年間延長し、さらにその期間のうち、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までに居住を開始した方については、控除限度額を 97,500 円から 136,500 円に拡大します。

※所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を、上記控除限度額の範囲内で住民税から控除するものです。

	現行	改正後	
		平成 26 年 1 月 1 日 ～ 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 12 月 31 日
居住開始年月日	～平成 25 年 12 月 31 日	平成 26 年 1 月 1 日 ～ 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 12 月 31 日
個人住民税における 控除限度額	所得税の課税総所得 金額等の 5 % (最高 9.75 万円)	所得税の課税総所得 金額等の 5 % (最高 9.75 万円)	所得税の課税総所得 金額等の 7 % (最高 13.65 万円)
借入限度額	2 0 0 0 万円	2 0 0 0 万円	4 0 0 0 万円
控除率	1 %	1 %	1 %
各年の控除限度額	2 0 万円	2 0 万円	4 0 万円
最大控除額	2 0 0 万円	2 0 0 万円	4 0 0 万円

※平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの金額は、消費税率が 8%又は 10%である場合であり、それ以外の場合の控除限度額は所得税の課税総所得金額等の 5%(最高 97,500 円)です。